

# 「災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定締結」に係る技術資料の提出依頼について

標記について、渡良瀬川河川事務所と協定締結を希望する建設業者は下記要領により技術資料を提出されたく公募する。

なお、災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定（〇〇出張所管内〇〇川〇〇等区間）（以下「協定」という。）の締結は、工事発注ではないことから現説資料の送付及び入札は実施しない。

## 記

### 1. 協定書の締結区間

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| ① 佐野河川出張所管内渡良瀬川左岸等区間 | 別 掲 |
| ② 佐野河川出張所管内渡良瀬川右岸等区間 | 別 掲 |
| ③ 佐野河川出張所管内矢場川下流等区間  | 別 掲 |
| ④ 佐野河川出張所管内矢場川上流等区間  | 別 掲 |
| ⑤ 足利出張所管内渡良瀬川左岸下流等区間 | 別 掲 |
| ⑥ 足利出張所管内渡良瀬川左岸上流等区間 | 別 掲 |
| ⑦ 足利出張所管内渡良瀬川右岸下流等区間 | 別 掲 |
| ⑧ 足利出張所管内渡良瀬川右岸上流管内  | 別 掲 |
| ⑨ 桐生出張所管内渡良瀬川左岸区間    | 別 掲 |
| ⑩ 桐生出張所管内渡良瀬川右岸区間    | 別 掲 |
| ⑪ 桐生出張所桐生川下流区間       | 別 掲 |
| ⑫ 桐生出張所桐生川上流区間       | 別 掲 |

複数区間について希望がある場合は、希望優先度順に記載（技術資料作成要領に詳細あり、）すること。ただし、1社による複数区間の締結は不可とする。

### 2. 協定の有効期間（予定）

平成21年6月1日から平成24年5月31日迄の3箇年間を原則とする。

### 3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領を協定の締結希望者に以下のとおり交付する。

##### 1) 交付場所：渡良瀬川河川事務所管理課

〒326-0822 栃木県足利市田中町661-3

電話0284-73-5557

##### 2) 交付期間：平成21年4月17日（金）から平成21年5月8日（金）

までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から

17時00分（12時から13時を除く）までとする。

##### 3) 交付方法：受付簿記載（会社名・住所ほか）後、手渡し（無料）とする。

災害時応急復旧等  
協定締結

平成21年4月17日（金） 掲示No.

国土交通省関東地方整備局  
渡良瀬川河川事務所長  
関根 保弘